

事務連絡
令和2年4月20日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・指導事務主管課・学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校に配布する布製マスクへの確認について

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、布製マスクを国により買い上げ、児童生徒及び教職員へ一人あたり2枚（4月中、5月以降に各1枚）配布することについては、4月10日付け事務連絡によりお知らせしているところであり、順次、各学校へ直接配布する作業を進めているところですが、これまでに各学校に配布されたマスクに虫が混入する事例が1事例報告されております。

現在、原因の究明等を進めるとともに、マスク納入業者に対し検品作業の徹底を指示しておりますが、各学校においても、児童生徒及び教職員へマスクを配布する前には、念のため、目視等による確認を行っていただき、万一、不良品の混入等が確認された場合は、新しいマスクと交換しますので、下記専用窓口へ電話又はメールにて御連絡いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては、所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

- 専用電話番号（フリーダイヤル） 0120-603-100（土日含む9時～18時）
- メールによる御連絡 masuku@mext.go.jp（受信専用）

（本件担当）
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健管理係
TEL：03-5253-4111（内線2976）
MAIL：hoken@mext.go.jp